

かいこ たいしよく 解雇と 退職

かいこ ○ 解雇とは

はたら ひと ろうどうしゃ やと ひと しょうしゃ じぶん き
働く 人 (=労働者といいます) を 雇った 人 (=使用者といいます) が、自分だけで 決めて、

はたら ろうどう けいやく
働くこと (労働) の 契約を やめる ことです。

しょうしゃ ろうどうしゃ かいこ ただ りゆう
使用者が 労働者を 解雇する ときは、正しくて はっきりした 理由が ないと できません。

りゆう かいこ ろうどうきじゅんかんたくしよ ろうどう そうだん
理由が ないのに 解雇された とき、すぐに 労働基準監督署や、労働に ついての 相談を

うけつけ そうだん
受付するところに 相談して ください。

こようきかん き けいやく (1) 雇用期間を 決めていない 契約の とき

しょうしゃ ろうどうしゃ かいこ おそ にちまえ し ひつよう
使用者は 労働者を 解雇する とき、遅くても 30日前に 知らせる 必要が あります。

かいこ にちまえ し ひつよう
すぐに 解雇するときは、おそくても 30日前に 知らせる 必要が あります。

にちまえ し かいこ にちぶん いじょう へいぎんちんぎん
30日前に 知らせないで すぐに 解雇する ときは、30日分 以上の 平均賃金を

はら ひつよう へいぎんちんぎん かいこ かげつまえ きゅうりよう けいさん
払う 必要が あります。平均賃金は 解雇の 3ヶ月前の 給料から 計算します。

かね よこくてあて
この お金を 予告手当と いいます。

こようきかん き けいやく (2) 雇用期間を 決めてある 契約の とき

しょうしゃ りゆう けいやく きかん お まえ ろうどうしゃ
使用者は どうしようもない 理由が なければ、契約した 期間が 終わる 前に 労働者を

かいこ
解雇する ことは できません。

りゆう にちいじょうまえ かいこ よこく よこくてあて
どうしようもない 理由が あっても、30日以上 前に 解雇を 予告するか、予告手当を

はら ひつよう
払う 必要が あります。

(3) 解雇を 受け入れたく ない とき

解雇が 納得 (=理解) できない とき、受け入れたく ない ときは、まず、使用者に

それを 伝えます。そして 使用者から 退職 証明書を 受け取ります。

契約が 終わった 理由が 解雇なのか、辞職 なのか、解雇の 理由は 何かなどを はっきり

確認して おきます。

解雇の 理由に 納得 できないときは、労働センターや 弁護士など、信頼できる ところに

相談して ください。

労働基準法と あわない(いはん=違反している)解雇は、労働基準監督署に 相談 します。

○ 退職 について

労働者が 仕事を やめたいと 伝えて、使用者が 認めれば、やめる ことができます。

仕事を やめたい と 伝える ためには、退職を 申し込んで 伝えるか、退職願の 書類を

出すかをします。使用者が 受け入れれば、問題ありません。

契約期間を 決めないで 雇われた 人は、退職したい ことを 伝えた 日から 2週間が す

ぎると、やめる ことができます。使用者が 認めなくても、退職 できます。

契約期間を 決めて あったとき、その 期間の 途中で 労働者から 退職を もうしこむ

ことは できません。どうしても ない 理由が ある ときは、できます。

しょうしゃ たいしよく みと ろうどうしゃ たいしよく もう こ と け
 使用者が 退職を 認めた あとで、労働者が 退職の 申し込みを 取り消す ことは、

とくべつ ばあい たいしよく もう こ かんが
 特別な 場合でなければ、できません。退職の 申し込みは、よく 考えて しましょう。

たいしよく ろうどうしゃ ちんぎん
 退職する とき、労働者は、まだ もらって いない 賃金を もらうことが できます。

ちんぎん はら もらう ように もと にちかん まえ
 賃金を 払って もらう ように 求めれば、7日間が すぎる 前に もらう ことが できます。

つみたてきん ちょぎん じぶん も けんり かね しなもの かんが
 積立金、貯金など、自分が 持つ 権利が ある お金や 品物が あるときは、返して もらう
 ことが できます。

ろうどうしゃ しゃいんしょう かいしゃ か せいふく けんこう ほけんしょう しょうしゃ かんが ひつよう
 労働者は、社員証、会社が 貸していた 制服、健康保険証などを 使用者に 返す 必要

が あります。会社などが 決めた 仕事の 規則 (= 就業規則といひます) などで 決まった

ひ かんが ひつよう
 日までに 返す 必要があります。

おも れんらくさき
(主な 連絡先)

にしのみやろうどうきじゅんかんとくしょ
・ 西宮労働基準監督署

0798-26-3733

ひょうごろうどうきょくかんとくか がいこくじんろうどうしゃそうだんこーなー
・ 兵庫労働局監督課、外国人労働者相談コーナー

078-371-5310

ちゅうごくご そうだん
中国語で 相談できます。

まどぐち そうだん じぜん れんらく ひつよう
窓口で 相談するには 事前の 連絡が 必要です。

ざいだんほうじんひょうごけんこくさいこうりゅうきょうかい
・ 財団法人兵庫県国際交流協会

がいこくじんけんみんいんふおーめーしょんせんたー
外国人県民インフォメーションセンター

078-382-2052

えいご ちゅうごくご すぺいんご ぼるとがるご そうだん
英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で 相談できます。

よやく ひつよう
予約が 必要です

※ くわ ろうどうきじゅんかんとくしょ そうだん う つ にほんご ひと
詳しいことは、労働基準監督署や 相談を 受け付けるところに 日本語がわかる人と

いっしょ き
一緒に聞いてください。